

第 34 期東京都青少年問題協議会 第 2 回総会

令和 6 年 12 月 25 日（水曜日）

午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分

第一本庁舎 7 階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 答申（案）概要の説明
- 3 答申手交
- 4 知事挨拶
- 5 閉 会

【 資 料 】

資料 1 答申（案）概要

資料 2 答申（案）

■ 東京都子供・若者計画（第3期）とは

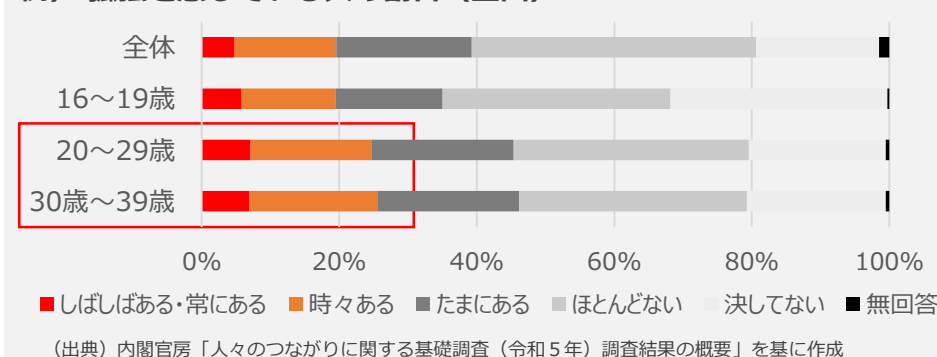
■ 計画の性格

- ✓ 子供・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画（法定計画）であり、国の「こども大綱」を勘案して策定
- ✓ 都の様々な計画等から子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化するとともに、
「基本方針」や「支援に係る視点」を示して子供・若者への支援施策を効果的に推進
- ✓ 令和7年度～令和11年度までの5年間を計画期間とする

■ 計画策定の背景

- ✓ 第2期計画（令和2年4月）策定後の5年間で、
少子高齢化や情報化、グローバル化の急激な進行など、
子供・若者を取り巻く状況は大きく変化
- ✓ 特に、新型コロナウイルス感染症の流行は、つながりの希薄化、
集団活動や自然体験活動の減少などをもたらし、
ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立などの社会課題も顕在化

例）孤独を感じている人の割合（全国）



これらの課題を第3期計画に反映しつつ、**子供・若者一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成**を目指し、子供・若者育成支援施策の一層の推進を図る

■ 東京都子供・若者計画（第3期）答申（案）の策定に向けた審議経過

会長（知事）

第34期 東京都青少年問題協議会

令和6年6月14日諮問

「東京都子供・若者計画（第2期）の改定について」

【若年支援部会長】

土井 隆義（どい たかよし）

（筑波大学人文社会系教授）

若年支援部会 （有識者で構成）

■ 居場所に通う若者や、成人したヤングケアラー約80名にヒアリング

⇒ ヒアリング結果を受けて**支援の方向性を打ち出し**

■ 若者3,000名に対する意識調査（WEBアンケート）を実施

⇒ 若者の視点に立った**数値目標の設定を提案**

【若者部会長】

土肥 潤也（どひ じゅんや）

（NPO法人わかものまちな代表）

新設

若者部会 （20～30代で構成）

（認定NPO法人育て上げネット）
（NPO法人サンカクシャ）
（NPO法人青少年自立援助センター）
（多摩市若者会議）
（調布市役所）

■ 若者部会の各委員から以下を意見聴取

✓ **困難を抱える若者への意見聴取の仕組み**

✓ **施策の強化に向けた、必要な視点や取り組むべき方向性**

■ 委員から、他の若者団体からも意見聴取を行うよう要望があり、

若者団体の代表等に追加でヒアリング

（NPO法人おりがみ）（特定非営利活動法人だーちゃらぼ）（一般社団法人日本若者協議会）
（一般社団法人ユースキャリア教育機構）（特定非営利活動法人 Light Ring.）

⇒ 当事者である**若者の声**を計画改定等に活用

■ 東京都子供・若者計画（第3期）の柱

■ 基本方針・第3期計画で取り組む主な事項 ※答申段階では、R6年度事業をベースに事項記載

- | | | |
|---|------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援 | ユースヘルスケア、ジェンダー・ギャップ解消、「遊び」の環境整備 等 |
| 2 | 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援 | フリースクール等支援、きみまも@歌舞伎町、若者の居場所づくり 等 |
| 3 | 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備 | 学校外の居場所づくり、地域の防犯カメラ等設置支援 等 |

■ 施策推進の視点

1 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重

- ・自立した個人として自ら己を確立していく主体。意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現が含まれる
- ・自らの権利、心や身体、社会に関して、必要な情報や正しい知識を学ぶことができるようにしていく
- ・一人ひとりの心身の成長に配慮しながら、「将来」をよりよく生きることができるように、子供・若者の「今」を支援

2 当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、対話をしながら支援に反映

- ・大人と共に生きるパートナーとして捉え、主体性を引き出すため、当事者目線に立って意見を聴き、その年齢や発達に応じて自己決定権を最大限尊重して支援に反映させる姿勢が重要
- ・どのように反映されたかなどフィードバックの充実も重要
- ・様々な状況にあって声を上げにくい子供・若者も、自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いを汲み取るための十分な配慮が求められる

3 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う

- ・支援に当たっては、青年期における社会的自立に向け、乳幼児期から学童期、思春期、青年期までライフステージを見通した切れ目のない支援
- ・様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、福祉、教育、雇用、保健・医療を切れ目なく提供

4 子供・若者一人ひとりが幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保

- ・困難を抱えている子供・若者が置かれている状況を克服していけるよう支援
- ・長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていく
- ・困難の背景には家庭の抱える問題が影響している場合もあれば、家族がともに困難に陥ってしまう場合も
- ・本人だけでなく家族も含めた困難の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、支援を行っていく

5 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む

- ・子供・若者は、家庭・学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達
- ・困難を抱えこまないためには、子供・若者・家族を地域や社会全体で受け入れ、支えていく
- ・困難には、複合的な要因や背景があることを理解した上で、複数の支援機関等が重なり合うような連携、いわゆる“スクラム連携”を組み、情報共有等を適切に行って、どのような悩みや課題も取りこぼさなく支援していくことが求められる
- ・子供・若者を育てていくのは、親や社会の責任。社会全体で子供・若者の成長を見守っていく

東京都子供・若者計画（第 3 期）
（第 34 期青少年問題協議会答申）（案）

東京都青少年問題協議会

答申に当たって

東京都青少年問題協議会は、令和6年6月14日に「東京都子供・若者計画（第2期）」の改定について知事から諮問を受けた。

本協議会では、学識経験者の委員による若年支援部会を設置するとともに、20歳代から30歳代の方々と構成する若者部会を設置した。

若者部会では「困難を抱える若者の意見を聴取する仕組み」について議論したほか、若者支援等に関する意見交換を行った。これに加え、若い世代の学びや生活などを支援する団体の若者からのヒアリング結果について事務局から報告を受け、意見交換を行った。

また、若年支援部会では、地域の居場所を利用している若者や、成人したヤングケアラーから意見を聴くとともに、若者の意識調査を実施するなど、当事者の目線に立って意見を聴き、議論を重ねてきた。

こうした議論を踏まえ、「東京都子供・若者計画（第2期）」の改定について、ここに答申する。

今後、この答申をもとに、「東京都子供・若者計画（第2期）」の改定を行い、東京都の子供・若者育成支援施策を更に推進していくことを期待する。

なお、計画の改定に当たっては、これまで聴取した若者の意見を整理し適切にフィードバックされた

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 計画期間	2

第2章 計画の「理念」・「基本方針」・「施策推進の視点」

1 計画の理念	2
2 基本方針	2
3 施策推進の視点	2

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成	4
2 社会形成、社会参加できる力の育成	6
3 社会的・職業的自立を支援	8
4 学びの機会の確保	10

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組	12
2 被害防止と保護	26

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上	30
2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成	32
3 子供・若者の育成環境の整備	33

第4章 推進体制等の整備

1 都における計画の推進体制	35
2 区市町村の役割	36
3 関係機関との連携の強化、人材の養成	38
4 子供・若者施策の共通の基盤となる取組	39

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

東京都は、子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指しています。子供・若者は次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の東京の発展の礎をなすものです。

都は平成27年、東京都子供・若者計画を策定し、子供・若者が社会の一員として敬愛され、かつ、良好な環境の中で、心身ともに健やかに成長できるよう、福祉、教育、雇用、男女平等、青少年健全育成等の各分野の施策において、様々な取組を行ってきました。

令和2年には東京都子供・若者計画（第2期）を策定し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野を超えた連携・協働を進めてきました。

子供・若者を取り巻く社会状況は、少子高齢化や情報化、グローバル化の急激な進行など、大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の流行は、つながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などをもたらし、ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立などの社会課題も顕在化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、若年無業者（ニート）、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を連綿と複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。令和5年の第33期東京都青少年問題協議会の「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援」に関する答申においても、いわゆる「トー横」に「居場所」を求めて来訪する青少年の背後にある、虐待やいじめへの対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要であることも指摘されました。

こうした状況やこれまでの都の取組を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定します。

子供・若者への支援は、福祉、教育、雇用など、関連分野における施策を総合的に行うことが必要となります。都では、【新たな長期戦略について記載予定】また、子供・若者分野の施策を含む計画として、「東京都教育ビジョン」、「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都障害者・障害児施策推進計画」、「東京都職業能力開発計画」等を策定しています。さらに、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション」を策定しています。

本計画は、【新たな長期戦略の名称】を推進する観点から、基本方針及び施策推進の視点を示したうえで、都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化することで、取組の状況及び方向性を示し、子供・若者育成支援を効果的に推進します。

また、乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するために、都のみならず、区市町村、国、関係機関、民間団体等との連

携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。

3 計画の対象

本計画の対象となる子供・若者の範囲は、国が定めた「こども大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期も対象とします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

第 2 章 計画の「理念」・「基本方針」・「施策推進の視点」

1 計画の理念

本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画です。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としてこども基本法が令和 5 年に施行されました。これに基づき国が定めた「こども大綱」を踏まえ、子供・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

「社会的自立」については多様な解釈が可能ですが、本計画では、子ども・若者育成支援推進法やこども大綱等の主旨を踏まえ、社会的自立を果たした青年の姿を、社会の多様な人々と関わり合い、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していける青年と位置付けます。

2 基本方針（計画の理念の実現に向けて取り組むべき方向性）

基本方針Ⅰ 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
- 2 被害防止と保護

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

3 施策推進の視点

視点 1 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重

する視点

- ・子供・若者は、社会からの支えを受けながら、自立した個人として自ら己を確立していく主体です。そこには、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現が含まれます。
- ・子供・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関して、必要な情報や正しい知識を学ぶことができるようにしていくことが必要です。
- ・また、子供・若者の成長や発達には個人差があるため、一人ひとりの心身の成長に配慮しながら、「将来」をよりよく生きることができるよう、子供・若者の「今」を支援することが必要です。

視点2 当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、対話をしながら支援に反映する視点

- ・大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、その年齢や発達の程度に応じて自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要です。自分の意見がどのように反映されたのかなど、フィードバックを充実させていくことも重要です。
- ・また、困難な状況に置かれた子供・若者、様々な状況にあって声を上げにくい子供・若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子供・若者も、自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要です。その際には、言語化された意見だけでなく、様々な形で発せられる思いや願いを汲み取るための十分な配慮を行うことも求められます。

視点3 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う視点

- ・子供・若者の支援に当たっては、青年期における社会的自立に向け、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行うことが求められます。
- ・また、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、福祉、教育、雇用、保健・医療を切れ目なく提供することも大切です。

視点4 子供・若者一人ひとりが幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する視点

- ・一人ひとりの子供・若者が自己を確立し、円滑に社会生活を営み、社会の主体的な形成者となるためには、個々の子供・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子供・若者がその置かれている状況を克服していけるよう支援していくことが必要です。
- ・支援の個々の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限りません。子供・若者のその時々状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくことも重要です。
- ・また、子供・若者の困難や課題の背景には子供の育った家庭の抱える問題が影響している場合もあれば、困難に陥った子供・若者を支えようとする家族がともに困難に陥ってしまう場合もあります。
- ・子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、家族も含めた支援を行っていくことが重要です。

視点5 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- ・子供・若者は、家庭、学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達していきます。
- ・子供・若者は、様々な人との関わりの中で成長していきます。子供・若者が困難や課題を抱えこまないと

めには、子供・若者やその家族を地域や社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。

・福祉、教育、雇用等、様々な分野で支援が行われていますが、子供・若者の抱える困難や課題には、複合的な要因や背景があることを十分理解した上で、複数の支援機関等が重なり合うような密接な連携、いわゆる“スクラム連携”を組み、情報共有等を適切に行って、子供・若者やその家族のどのような悩みや課題も取りこぼしなく支援していくことが求められます。

・次代の子供・若者を育てていくのは、養育の第一義的責任をもつ父母その他の保護者のほか、社会の責任です。一人ひとりが社会の一員としての役割と責任を自覚し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要です。

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

基本方針Ⅰ 子供・若者一人ひとりの健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

子供・若者の一人ひとりが生き生きと活躍できる社会を実現するためには、社会全体で力を合わせて、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望をもって自ら伸び、育つ教育」を目指して、様々な取組を行っていくことが必要です。

社会的自立に向けた基礎を形成するために、地域社会、家庭、学校等の各局面において子供・若者本人による心身の成長・発達を支援していきます。

【1 基本的生活習慣の形成】

○子供の心身の健康や意欲は、健康的な生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。その基盤・基礎を自ら確立していくための支援を地域社会、家庭、学校等の各局面で行います。

○乳幼児期に基本的生活習慣を十分に培うことができるよう、各家庭に対して各種の支援を行います。小学校では、挨拶をすることや社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視していきます。中高生については、睡眠時間をはじめとする生活習慣の改善などを図っていきます。

○子供自らが食に関する判断力を養い健全な食生活を身に付けられるよう、家庭での食育を支援するとともに、学校でも食育の推進を図っていきます。

【2 確かな学力の育成】

○小・中学校においては、児童・生徒一人ひとりが「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう習熟度別指導や反復学習を行い、「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底します。

○児童・生徒が、習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

○生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、高等学校教育の充実を図り、能力や適性、興味・関心、進

路希望等、生徒の選択に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を充実させます。

○生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、魅力ある専門高校づくりを進めます。

○チャレンジスクールやエンカレッジスクールなどにおいて、小・中学校や高校で十分に力を発揮することができなかったりした生徒の学び直しを応援します。

【3 豊かな人間性の育成】

○子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、多様性を尊重できる豊かな人間性を育んでいきます。地域社会、家庭、学校等の各局面において、その人間性の醸成を支援していきます。

○学校教育では、子供が誰に対しても思いやりの心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にできるように、思考力、判断力、表現力等を育成し、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりするための言語活動を充実させ、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上を支援していきます。

○学校では、子供の人権を尊重する視点を踏まえ、学校の教育目標や生徒の実態等に応じて校則を定めています。また、各校の校則は学校の実情や生徒の意見、保護者の意識、社会の状況等を踏まえ、適宜見直しを行っています。見直しに当たっては、「東京都こども基本条例」を踏まえ、子供の意見を尊重し、生徒が校則に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていこうとする態度を育むことができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合う機会をもつなどの取組を行っています。

○体罰、不適切な指導、暴言等の一層根絶に向けて、対応例を活用した研修を実施するとともに、体罰や性暴力を含めた相談シートを全児童・生徒に配布し、総合的な実態把握に取り組んでいます。また、部活動の指導者にコンプライアンスと倫理規定に基づく言動を徹底し、科学的トレーニングを導入するなどにより、体罰や不適切な行為のない部活動を推進します。

○子供が自分のよさに気づき自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう、「自尊感情測定尺度※」を活用しながら、「褒められる、認められる、感謝される」体験を地域社会、家庭、学校等の各局面において増やすための支援をしています。

○家庭において社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育んでいけるように支援するとともに、学校教育でも道徳教育を充実させ、社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育めるよう支援します。

○子供が人権尊重の理念を知り、正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、家庭での教育を支援するとともに、地域社会や学校でも人権教育を推進していきます。

○子供をはじめ、すべての都民に「東京都こども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を活用し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。

※自尊感情とは、他者との関わり合いを通して、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」をかけがえのない存在・価値ある存在として捉える気持ちのことです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで、子供の自尊感情の傾向を把握することができます。

【4 健やかな心と体をつくる】

○子供・若者の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本です。定期的な健康診断等により健

健康管理を行っていくほか、感染症予防やアレルギー対策等にも取り組みます。

○体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる、生きる力の重要な要素です。子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、子供自らの生活スタイルを活動的なものにしていきます。

○東京都では、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、スポーツを楽しむとともに、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進してきました。今後も、学校 2020 レガシーとして、学校の特色としてこれからも継続させる活動を実施していきます。

○子供は「遊び」を通じて、異年齢の子供や家族以外の大人等と関わりながら、多様な経験を積み重ねることによって、実社会で生きる力を育んでいきます。子供が、健やかに成長していけるように、区市町村と連携しながら、「遊び」の環境を整備していきます。

2 社会形成、社会参加できる力の育成

情報通信技術の普及・発展、国際化の進展、AI 技術の急速な発展、雇用の流動化など、現在の子供・若者を取り巻く社会状況は大きく動いています。子供・若者が、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を習得するだけでなく、それらを応用する能力も身につけることで、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する力を育んでいく必要があります。

さらに、社会の一員として生活していくために、公共の精神をもち、自らの意見を表明し、社会に主体的に参画しながらよりよい社会づくりに取り組む力を身に付けることも必要です。

【1 時代の変化に対応できる力の育成】

○世界を舞台に活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、小学校段階から外国語活動・外国語の指導を適切に行えるように支援していきます。

○様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次代のリーダーとなる人材を育成するとともに、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協働しながら課題を解決する力を身に付けるため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを支援します。

○都立学校の生徒を海外へ派遣し、日本とは異なる文化に触れ世界的な視野を獲得する研修等、様々な交流プログラムを実施します。また、多様な文化に触れる機会を確保するため、海外の生徒を受け入れ、都立高校生等が様々な国・地域の生徒と交流を行う機会を創出します。

○日本や海外の伝統・文化を正しく理解するための取組や異文化交流等を推進し、世界各地の人びとと相互理解を深め、共に活躍できる多文化共生意識を涵養します。

○人口減少・少子高齢化が進展する中で、長期的に持続可能（サステナブル）な東京を維持していくため、新たな価値を生み出していくことができるよう、将来の科学技術をリードする人材を輩出していきます。

○情報教育等により、ICT（情報通信技術）活用能力を高めるとともに、情報モラル教育を推進します。

○特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援については、国が実施している特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究における取組成果を、区市町村教育委員会へ周知していきます。

○都立高等学校及び都立中等教育学校の生徒を対象に、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成するため、各都立学校における教科等横断的な学びの充実に向けた取組を支援していきます。

○中学校等において、一人一人のキャリア形成と自己実現に向け、充実した人生と学習、学ぶことや働くことの楽しさと価値、学ぶことと職業などについての題材を設定し、地域の職業人などの体験談などを取り入れながら、自分なりの考えをまとめ、発表したり、互いに話し合ったりする学習活動を推進します。都立高校において、生徒一人一人の探究活動を一層充実させるために、専門的な知見を有する大学等との連携や外部人材の活用が必要です。各校で実施する探究活動に、専門的な知見を有する外部人材の活用を支援することで、生徒のチャレンジ精神や主体性、創造性などの素養を育成します。

○東京都立大学及び都立産業技術高等専門学校においては、高度情報化社会を牽引する人材の育成に取り組みます。また、東京都立大学においては、総合大学の特徴を生かし、分野横断や文理融合による教育プログラムを充実させます。

【2 社会貢献の精神の育成】

○子供が社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを体験できる取組を充実させます。高等学校では、道德教育とキャリア教育を一体的に学習するとともに、探究に至るプロセスを学ぶため、東京都独自教科「人間と社会」を推進します。

○持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGsに関する教育を推進するなどし、これからの社会に生きる子供が、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題と考え、解決していくための能力や態度を育んでいけるよう支援します。

【3 健康・安全に生活できる力を養う】

○子供が、健康について自ら考え判断し行動する実践力を家庭において育成し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる健康的な生活習慣の確立を図るための支援を行うとともに、学校においても同様の取組を推進していきます。

○学習指導要領に基づき、精神疾患の予防と回復に関する正しい理解を推進していきます。

○思春期の子供・若者には、メンタルヘルスや障害のある方を正しく理解していくこと等で問題行動等を防ぐ心の健康づくりや性感染症予防等について必要な知識を身に付けるための支援を行うとともに、薬物乱用やアレルギー疾患等の諸課題について知識を深めるための支援にも取り組みます。

○全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指し、地域社会や学校で安全教育や防災教育を推進します。

○性に関する取組については、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け適切な行動選択ができるようするとともに、今日的な課題にも対応できるよう進めていきます。

○思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するウェブサイトにおいて、ユースヘルスケアの普及啓発を推進します。

○都立高校等におけるユースヘルスケアに関する相談環境の整備を推進していきます。

○中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「とうきょう若者ヘルスサポート

（わかさぼ）」を設置し、電話・メール・対面での相談を実施していきます。

○「性自認」「性的指向」に悩む児童・生徒を適切に支援するために、教員が正しい知識をもち、きめ細かな対応ができるよう、取り組んでいきます。

○児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、児童・生徒向けに、「自分の不安や悩みに早期に気づき、ＳＯＳを出す力を一層高める」ための動画や、教職員に対して、「教職員が子供のＳＯＳを受け止め、支援する力を向上させる」ための動画を作成し、「ＳＯＳの出し方に関する教育」について推進していきます。さらに、薬物乱用防止に関する指導については、学校の教育計画に位置付け、発達段階をとらえ教育活動全体を通じて計画的・系統的な指導を行っていきます。

○多様な精神疾患や精神保健医療に対する偏見や誤解が生じないように、引き続き若年層から高齢者まで広く都民に正しい理解を促進するための取組を実施します。

【４ 多様な交流機会の確保】

○子供・若者が社会参加の意義や社会貢献の精神を学ぶことができるよう、地域の資源や人材を活用し、自然体験やスポーツ・文化活動など多様な交流や体験の機会を提供していきます。

○社会の一員としての役割や多様な価値観を持つ人々との共生の重要性への理解を深めながら、社会参加や社会貢献活動への意欲を育むとともに、社会性や豊かな人間性を涵養するため、ボランティア活動や国際交流活動へ子供・若者が参加できる機会を積極的に設けていきます。

○子供・若者が性別にとらわれず可能性や選択肢を広げていくことができるように、固定的な性別役割分担意識の払拭や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づくための様々な取組を推進します。

３ 社会的・職業的自立を支援

いつの時代においても若者は社会の担い手として活躍することが期待される存在ですが、とりわけ少子化の進行や今後の人口減少による労働力不足が見込まれる中においてその役割は重大性を増しています。

全ての子供・若者が、自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって自立し、様々な場面で社会参加・社会参画できるよう支援します。

【１ 就業能力・意欲の習得の促進】

○学校教育においては、子供が「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を自ら身に付けることができるよう、キャリア教育を充実し、「学校から社会への移行」をスムーズなものとしします。

○小学校段階から勤労観・職業観に関連する４つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）の育成を支援します。

○児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験やインターンシップの機会を充実させます。

【２ 職業教育、職業訓練の充実】

○農業、工業、商業等に関する学科を有する専門高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成

を推進します。

○専修学校は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に対応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしています。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や自己学習能力の育成を図るなど、若者の職業的自立に寄与していきます。

○職業能力開発センター等では、若年者の無業者やフリーター等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた職業訓練によるリスクリング等を実施します。

【3 様々な就業支援】

○若者の安定した職業生活を支援するため、若者と企業のマッチングの機会を確保したり、中小企業における就業体験を展開したりなどします。

○高校、大学とハローワーク等との連携を充実させ、新規学卒者が未就業のままにならないよう、ハローワークに常駐する学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく就職を支援します。

○東京しごとセンターヤングコーナーにおいて就業支援のワンストップ窓口を設置し、専任の就職支援アドバイザーを配置し、就職活動の各段階に応じた相談や支援を行います。また、ヤングコーナーにはハローワークを併設し、職業相談、職業紹介を行います。

○新規学卒者のみならず、若年者の就職を幅広く支援し、さらに、起業や就農等、様々な就業の形を支援します。

○様々な理由により就労に困難を抱える若者の一般就労に向けた支援の充実・強化を図るため、都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。

○障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。

○福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。

○一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

○福祉施設における就労支援の充実・強化を図るため、障害者が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

【4 社会生活において必要な知識の付与】

○学校教育では、次代を担う子供が、社会ルールや法、司法、政治参加について学び、自由で公正な社会の担い手としての知識を身に付けることができるよう、法に関する教育を推進します。

○子供・若者が実社会において円滑に社会生活を営むことができるよう、主権者教育や消費者教育、金融リテラシー教育等を充実させ、様々な社会問題について考え、行動するための力を育成します。

○大学、短大、専門学校、高等学校等の就職希望者を対象に、労働法及びトラブル事例などを解説し、労働法等に関する正しい知識の普及、及び意識啓発等に取り組みます。

○インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの加害者にも被害者にもならないよう、注意喚起を行います。

○DV・ストーカーをはじめとする犯罪被害を防止するため、注意すべき事項、被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先等を知ってもらう普及啓発活動に取り組みます。

○重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらないために、闇バイトへの応募を思い留まらせるための普及啓発活動に取り組みます。

4 学びの機会の確保

次代を担う子供・若者が社会を生き抜く力を身に付け、未来のよりよい社会づくりに参画し得る存在となるための基礎的な条件として、生涯にわたって学び続ける意欲を涵養し、また個別の発達段階に応じた具体的な学習の機会を的確に提供していくことが重要です。

【1 就園・就学支援】

○児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担能力に応じて、経済的な支援を実施します。

○私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を都が補助します。

○経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、区市町村が学用品費などを支給する就学援助を行います。

○特別支援学校へ就学する児童・生徒については、保護者負担を軽減するとともに教育の機会均等を実現するため特別支援教育就学奨励費を支給します。

○意欲ある全ての生徒及び学生が安心して教育を受けられるよう、就学支援金や高校生等奨学のための給付金の制度を実施します。

○都立高校等においては、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するために、資格試験の受験料等を対象とした給付型奨学金制度を実施します。

○私立高校においては、家庭の経済状況等にかかわらず、子供たちが将来にわたって安心して学べる環境を実現するため、授業料について、所得制限なく国の就学支援金と合わせて都内私立高校平均授業料額まで支援しています。

○私立中学校においても、家庭の経済状況等にかかわらず、個性に応じた学校を選択できるよう、授業料の一部を支援しています。

○都立産業技術高等専門学校においては、就学支援金に加え、所得制限なく授業料軽減等の支援を行います。

○高校生を対象とした東京都育英資金貸付事業や大学生等を対象とした様々な奨学金制度など子供・若者の学びを支援する制度を充実させます。

【2 様々な学習支援】

○教育費の負担を軽減するため、所得制限なく東京都立大学等の授業料を実質無償化します。

○地域学校協働活動推進事業等の取組を通じ、地域の人材等を有効に活用して、放課後等の学習支援活動や、生活習慣・育成環境の改善に関する支援活動を行う区市町村の取組を支援します。

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの段階で生じた困難な状況子供・若者自身の力だけで解決できない場合もあります。子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していきます。

乳幼児期

乳幼児期は、保護者の下で愛情と保護を受けて成長・発達し、自己形成していきますが、子供自身や保護者が様々な困難を抱えて人間関係をうまく構築できない場合もあります。そのような子供や保護者に対して、安心できる人間関係を構築できるように支援していきます。

小学生

学齢期の子供は学校や地域へと活動範囲を広げ、同年齢・異年齢の集団の中で、人間関係を築きながら成長していきます。一方で、周りの子供と人間関係をうまく構築できず集団になじめない子供や、学力や体力の不振などにより学習等への意欲が育まれない子供もいます。そのような子供に対して、人間関係の構築を支援し、学習への意欲向上をサポートしていきます。

中学生

思春期には、子供の活動範囲や交友関係が拡大し、保護者や教師との関係は相対的に小さくなり、特定の仲間集団との関係が強くなります。また、それまでに育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。さらに、この時期は生徒指導に関する問題行動や不登校などが表出しやすい傾向もみられます。こういった背景の下で、その後の社会的自立にとって困難な状況におちいることがないよう、子供の自立心を尊重しながらサポートしていきます。

青年期

青年期は、本来、保護者のもとから離れ、社会へと参画しはじめ、自立した大人となるための最終的な移行時期です。しかし、さまざまな困難を抱えて、明確な将来展望を持てずにいる若者も少なからずいます。また、多様な働き方が推進される一方で、将来について十分に考える余裕がないまま進学や就職をし、採用時に必要な職業人としての基本的な能力や態度が十分に身に付いていないといった課題も指摘されています。こういった問題に対処するため、移行の節目節目で困難な状況におちいらないよう的確なサポートをしていきます。

特に、社会的自立に困難を抱える子供・若者やその家族への支援を進めるにあたっては、以下の点に留意していきます。

○子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重すること

○支援に当たっては、大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、その年齢や発達の程度に応じて自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていくこと

○子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、家族も含めた支援を行っていくこと

○支援の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限らないため、子供・若者のその時々状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくこと

○生まれてから現在に至るまでの成育環境において、様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、

問題を複合的に抱えて非常に複雑で多様な状況になっていることが多いため、その事情をよく理解しながら支援を行っていくこと

1 困難な状況ごとの取組

【1 いじめ】

<現状・課題>

○いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。

○複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。

○いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

<取組・今後の方向性>

○平成 26 年 6 月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しています。

○都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

<主な相談窓口>

○「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」（教育相談センター）

○「学校問題解決サポートセンター」 等

【2 不登校・中途退学】

<現状・課題>

○東京都の令和 5 年度の不登校児童・生徒数は 31,726 人で、11 年連続で増加しています。不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。

○不登校への対応については、未然防止や早期支援、長期化への対応が必要です。学校が保護者・地域・関係機関・民間団体と連携して取り組むことに加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備も重要です。

○また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実情に応じた長期的な視点による対策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

<取組・今後の方向性>

1 個別支援の充実

○学校生活に馴染めず生きづらさを抱えた子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール

等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進します。

○進路が未決定のまま卒業した生徒に対しては、就労へのサポートを行います。また、中途退学者に対しては、それに加えて学校への再入学等による学び直しの機会の提供も行います。

2 相談体制の整備

○スクールカウンセラーを都内全ての公立小・中・高等学校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。

○学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。

○中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」などの活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。

○「東京都教育相談センター」に「青少年リスタートプレイス」を開設しています。高等学校への就学経験のない者や、中途退学者や進路選択を控えながら不登校になっている中学生とその保護者を対象に、「進路相談会」、心理や医療の専門家を交え共に考える場である「つどい」、「就学サポート」などを定期的に開催しています。

<主な相談窓口>

○教育相談センターにおける個別相談

○青少年リスタートプレイス（中途退学者） 等

【3 障害のある子供・若者への支援】

<現状・課題>

○全ての都民が共に暮らす共生社会、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働ける社会を実現するため、様々な施策を展開しています。

○障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようにするためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策を行う機関が連携して取り組んでいくことが求められます。

○障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

<取組・今後の方向性>

1 共生社会実現に向けた取組の推進

○広く都民、事業者に対して、障害者への差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、障害者差別解消法・障害者差別解消条例の趣旨の普及を図っていきます。

○障害者差別解消条例の制定により、東京都は、国に先駆けて民間事業者における合理的配慮の提供を義務化しています。事業者等が障害者差別解消法・障害者差別解消条例を正しく理解し、適切に障害者への差別解消に向けた取組を進めるよう、東京都は、障害者への差別解消に関する相談事例を広く周知するなど、事業者等の主体的な取組に資する支援を行います。

2 社会で生きる力を高める支援の充実

(1) 障害児支援の充実

○障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

○障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。利用児童に対し適切なサービスが提供されるよう、障害通所支援事業所の支援の質の向上に取り組みます。

(2) 全ての学校における特別支援教育の充実

○児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

(3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

○都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

3 いきいきと働ける社会の実現

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

○一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労に当たっては、障害者への合理的配慮について企業等に周知・啓発を図っていきます。

○中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。

○都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。

(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

○障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

<主な相談窓口>

○児童発達支援センター

○東京都発達障害者支援センター（TOSCA）

○東京都心身障害者福祉センター

○都立（総合）精神保健福祉センター

○ハローワーク

○東京都若者総合相談センター「若ナビ α」 等

【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】

<現状・課題>

○全国におけるフリーター※1の数は、令和5年には134万人となり、若年無業者（ニート※2）59万人となっています。

○若年無業者等の社会的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要です。

○非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規）の割合は、令和5年には全国で9.6%存在し、特に25～34歳の若年層で13.1%と高くなっています。

○平成27年9月には、「若者雇用促進法」が公布され、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等が総合的に講じられることとなりました。

○東京都の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を充分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。

<取組・今後の方向性>

○地域の若者支援機関からなるネットワークを構築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習、資格取得支援等を実施する集中訓練プログラムなど、各種プログラムを実施し、多様な就労支援メニューを提供していきます。

○学校等関係機関との連携を一層強化し、高校中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の切れ目ない就労支援を実施していきます。

○若年者の不本意な早期離職を防ぐため、若年者と企業の双方に対するセミナー等を実施するなど、職場支援を行っていきます。

○国と連携し、不本意な非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援をはじめとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：年齢が15～34歳で次の者をいいます。

①雇用者のうち勤め先における呼称がパート・アルバイトの者

②完全失業者のうち探している仕事の形態がパート・アルバイトの者

③非労働力人口で、家事も通学もしていないその他の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態がパート・アルバイトの者

※2 若年無業者（ニート）：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

<主な相談窓口>

○地域若者サポートステーション

○わかものハローワーク

○東京しごとセンターヤングコーナー

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【5 ひきこもりに係る支援】

<現状・課題>

○ひきこもりとは、様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、必ずしも問題行動や疾患を意味するわ

けではありません。

○ひきこもり状態となるきっかけには社会生活上のさまざまなトラブルやそこから生じる傷つき体験等があるとされており、背景に精神障害や発達障害が見られることもあります。

○ひきこもりの状態にある本人は、自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っていたりする場合が少なくありません。また、長期間に渡るひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要です。

○地域社会におけるひきこもりへの偏見（本人の甘え、怠け、親の育て方が悪いなど）や差別的な対応は、当事者や家族を追い詰め、孤立させる要因となっています。

<取組・今後の方向性>

1 ひきこもりに係る支援の充実

（１）都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信

○ひきこもりへの正しい理解を促進するため、インターネット広告や交通広告のほか講演会等により普及啓発していくとともに、区市町村の相談窓口や支援団体等を紹介するリーフレットの作成や合同説明相談会の開催により、ひきこもりで悩む本人や家族等に情報発信していきます。

（２）一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援

○都のひきこもりに関する相談窓口「東京都ひきこもりサポートネット」において、電話、メール、訪問（アウトリーチ）、来所による相談や、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施するほか、家族向けセミナーや個別相談会等を行い、本人や家族の状態・状況に応じたきめ細かな支援を行います。

○都内で相談対応や居場所の提供を行う支援団体等と連携して本人・家族をサポートします。

（３）身近な地域における支援の充実

○ひきこもりの状態にある本人とその家族が、身近な地域で切れ目のないきめ細かな支援を受けられるよう、支援体制の充実に取り組む区市町村を支援します。

2 今後の取組の方向性

○ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行っていくとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援していきます。

<主な相談窓口>

○東京都ひきこもりサポートネット（訪問相談の受付は、各区市町村の窓口）

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】

<現状・課題>

○都内における刑法犯少年※１の検挙・補導人員は、平成 22 年から減少傾向でありましたが、令和 4 年から増加に転じており、14 歳未満の検挙・補導人員も増加傾向にあります。

○刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、令和 3 年から減少傾向となりますが、特殊詐欺における再犯者率は依然として高い傾向にあります。

○非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが重要であり、そのため

には、地域社会が適切に支援していくことが大切です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受入れを進めることが鍵となっています。

○東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、いわゆる「トー横」に集った少年による過量服薬（オーバードーズ）等の問題行為が顕在化しているほか、こうした少年らに悪意を持った大人が接近するなどの状況も認められ、憂慮すべき情勢にあります。

○様々な背景を有し居場所を求めて、「トー横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、若者への居場所の提供とともに相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を開設し、関係機関と連携を図りながら様々な支援に繋いでいます。

○スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層での大麻乱用が広がっています。また、非行・犯罪に陥らずとも、様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）してしまう若年層も増えています。そのため、若年層への普及啓発により、違法薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。

○少年による医薬品の過量服用等の問題行動や、過量服薬を企図する少年が犯罪の被害に巻き込まれる事案等が発生しています。このような状況を防止するため、警察と医薬品販売業者を始め、関係機関、関係団体との連携を強化し、更なる対策を推進しています。

○違法薬物や危険ドラッグは、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

<取組・今後の方向性>

○「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、少年の非行の防止、学校と連携した修学支援等に取り組めます。

○少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。

・街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配慮した少年事件の捜査・調査活動に努めます。

・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。

・少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。

○SNS等を通じて犯罪実行者募集情報（闇バイト）に応募し、匿名・流動型犯罪グループによる犯行に加担することがないように、広報啓発活動及び既応募者からの相談受理と本人・家族の保護活動を推進します。

○「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。

○非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、就労や生活の場の確保に向けた支援を行います。

・警視庁少年センター（都内8か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課）等において適切に相談に対応するとともに、東京都若者総合相談センター「若ナビα」にて非行少年や非行・犯罪歴を有

する若者を支援しています。

- ・都内に2か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。

- ・協力雇用主制度の普及啓発等に努めます。

○非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。

- ・「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。

- ・国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、研修等を通じて民間支援団体等を支援します。

- ・“社会を明るくする運動”を推進することで、地域における立ち直り支援及び非行防止の気運を醸成します。

- ・保護司や地域の支援者の支援力の向上を図るため、再犯防止支援ガイドブックを作成し、配布します。

※1 刑法犯少年の「少年」：20歳に満たない者（少年法第2条第1項）をいいます。

<主な相談窓口>

○警視庁少年センター（都内8か所）

○警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年相談係）

○各警察署

○法務少年支援センター

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

<参考>～国における非行少年処遇のための制度・施設～

○非行防止、相談活動等

- ・少年鑑別所は、①家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、②少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行っています。また、③「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助しています。

- ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。

- ・観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

- ・「法務少年支援センター」としては、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

また、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などについて、本人や家族、

学校の先生などからの相談に応じます。

○矯正教育、更生に向けた指導

・少年院においては、少年の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。特に、一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。

また、少年院においては、加害少年に対する被害者の視点を取り入れた教育を充実させているほか、保護観察所においては、加害少年に対するしよく罪指導等を実施しています。

・令和4年4月に少年法等の一部を改正する法律が施行され、18歳及び19歳の者を「特定少年」として位置付け、一定の特例が設けられたことから、少年院において特定少年に対する新たな教育プログラムを実施しています。

・刑事施設・少年院・保護観察所においては、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。特に少年院においては、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とする指導を重点的に実施しています。

○就労支援等

・刑事施設・少年院においては、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。特に少年院においては、企業などのニーズを踏まえ、ビジネスマナーやパソコン学習などを柱としたプログラムを基礎的な職業指導として実施しています。また、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。

・保護観察所においては、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。特に20歳未満で協力雇用主に雇用された人の職場定着を促進するため、面談等の手厚いサポートをしている協力雇用主に対し、就労奨励金の加算を行っています。

・さらに、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

○更生保護

・犯罪や非行をした人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

・犯罪や非行をした人が、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

○第二次再犯防止推進計画

・「第二次再犯防止推進計画」に基づき、国・地方公共団体・民間との緊密な連携協力の下、少年の再非行の防止、学校等と連携した修学支援等を推進しています。

○地域援助

・保護観察所では、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その御家族や支援者などからの相談を受けて、職員が困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関と連携するなどして必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートしています。

【7 子供の貧困】

<現状・課題>

○「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっています。

○また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

○諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中10番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

<取組・今後の方向性>

○貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。

○子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

○民間団体が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する取り組みに対して引き続き補助を実施していきます。

○家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】

<現状・課題>

○ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、「子育て」と「家計の支え手」という二つの役割を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、経済的に困窮している家庭が多いことから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。

○また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、家計についてが最も多く、父子家庭では、子供の教育や家事について等生活面の問題など、状況により異なります。

○ひとり親家庭を支えるためには、様々な機関で支援が必要な家庭を把握し、母子家庭・父子家庭の特性やニーズに配慮した支援を行うことが必要です。

<取組・今後の方向性>

○都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の4つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

1 相談体制の整備

関係機関が連携して、支援が必要なひとり親家庭を把握し、必要な支援につなげるとともに、ひとり親家庭の状況に応じた、SNS等の多様な相談体制を整備します。

2 就業支援

それぞれの家庭の状況や課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を実施します。

3 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。

4 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を経済面から支援します。

<主な相談窓口>

○東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）

○（各区市町村）母子・父子自立支援員

【9 自殺対策】

<現状・課題>

○都内の自殺者数は、平成 10 年から 23 年までの 14 年間は、2,000 人台後半で推移し、23 年の 2,919 人をピークに減少傾向となり、令和元年には 1,920 人まで減少しましたが、2 年以降は増加傾向に転じ、5 年は 2,196 人となりました。年代別には、10 代、20 代、30 代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の 1 つとなっています。

○自殺は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

<取組・今後の方向性>

○都における自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

○心の悩みや自殺念慮を抱えている人、その家族・友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。

○自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。

○自殺未遂者が再び自殺を企図することを防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口を運営します。また、この窓口に子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。

○生きづらさを抱える方や孤独・孤立のリスクを抱える方が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、民間団体等への支援を通じて自殺対策に資する居場所づくりを推進します。

○インターネットの検索連動型広告を用いて、自殺のリスク要因となり得る、うつ、虐待、性的マイノリティ、依存症等の悩みを抱える方を、早期に適切な支援窓口につなげる取組を実施します。

○児童・生徒の自殺を防止するため、様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資材を、学校等を通じて配布します。

○大学等の講義やガイダンスで活用可能なメンタルヘルスケア等の知識付与・実践に資する動画コンテンツを作成し、大学等における自殺対策を支援します。

○区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

<主な相談窓口>

○東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～

○SNS自殺相談「相談ほっとLINE@東京」

○東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【10 居場所のない子供・若者】

<現状・課題>

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍を経て、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されています。

○居場所は、孤独・孤立の問題を抱える当事者にとって、身近な地域における人との「つながり」や自身の役割を持つ場となり、相談等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものです。

○とりわけ困難を抱えた環境で育つ若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられます。いわゆる「トー横」を訪れる若者も、様々な背景を有し、何かしらの「居場所」求め来訪している状況にあります。課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所（リアルな空間だけでなくインターネット空間も含め）をつくることで、全ての若者が居場所を持てるよう支援を行っていく必要があります。

○また、子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備することが求められます。

<取組・今後の方向性>

○区市町村が若者への支援施策を円滑に実施できるよう、相談センターの設置や居場所づくり等に対し補助を行っています。若者の抱える問題が複雑化する中、より多くの区市町村で、それぞれのニーズに応じた若者の居場所づくりが進むよう、新たな居場所の設置や、既存施設の夜間延長等を働きかけていきます。

○悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぽた+」を充実させていきます。このサイトにおいて、様々な民間支援団体と連携して、住む場所にかかわらず誰もが利用できる居場所を掲載し、団体からのメッセージや利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っています。

○引き続き子供が気軽に立ち寄ることが出来る「居場所」（拠点）を整備する区市町村の支援を行っています。

<主な相談窓口>

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

○きみまも@歌舞伎町

【11 ヤングケアラー】

<現状・課題>

○子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記されました。

○法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様です。

○18歳以上のヤングケアラーも、中学生や高校生から、場合によっては小学生の段階から困難な状況が継続しているケースが想定されます。その困難な状況が18歳以降も続いているという観点から、年齢による切れ目のない支援が求められます。

○また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見して、適切な支援につなげていくことが必要です。

<取組・今後の方向性>

○都が開設した「ヤングケアラー支援ホームページ」を活用して広く社会に向けて情報を発信し、普及啓発の取組を進めていきます。

○児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行うとともに、支援機関の連携のつなぎや助言等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援として、区市町村に対する補助を行います。

○相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援するヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。

○18歳以上のヤングケアラーである若者への支援に当たっては、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を一次的な窓口として位置づけ、個々の若者の相談に応じ、課題の整理の支援や区市町村へのつなぎを行うほか、子供・若者総合相談センターや子供・若者支援地域協議会の区市町村による設置も推進していきます。

○悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートを見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぽた+」において、18歳以上のヤングケアラーへの支援を行っている民間団体と連携し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。

○ヤングケアラー支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた教職員が、児童・生徒の状況の変化を把握しつつ、必要に応じて関係機関につなぐ体制を確保していきます。

<主な相談窓口>

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】

<現状・課題>

○東京は、新宿、渋谷、池袋、秋葉原などといった日本有数の繁華街を複数抱えているため、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。

○困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、対象者を早期に把握し、多様な支援を切れ目なく包括的に提供していく必要があります。また、若年の女性は困難を抱えていても、既存の行政機関の支援が届きにくい場合もあり、民間団体と協働していくことが必要です。

○若年女性が予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できない場合、養育の希望の有無にかかわらず、周囲からの支援を得られない中で出産するという心理面の負担、妊娠、出産という身体面の負担、受診にかかる費用等の経済面の負担に直面するなど、様々な困難を抱える可能性があります。本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です。

<取組・今後の方向性>

○女性相談支援センターにおいて、状況に応じて相談しやすい方法を選択できるよう、電話や来所等に加えてSNSを活用した相談を実施し、関係機関等と連携して対象者に適切な支援を提供します。

○民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を行います。

○予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。

○18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。

○女性自立支援施設においては、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を対象に、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助や自立のため支援等を、本人の意向を踏まえて行います。特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。

<主な相談窓口>

○（各区市町村）女性相談支援員

○子供家庭支援センター

○児童相談所

○女性相談支援センター

○「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」

【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

（1）外国人等

<現状・課題>

○文部科学省が令和5年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」では、都内公立学校には、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒が、合わせて6,312人在籍しています。

○高等学校においては、外国籍等の生徒の就労支援について、配慮して対応していく必要があります。

<取組・今後の方向性>

○都立高校において、学校設定教科・科目、取り出し授業（習熟度別授業）等学習支援を受けることができ

るようにしています。

○多文化共生社会の実現に向けた意識や豊かな国際感覚の醸成のため、都立高校生等の海外派遣、海外からの生徒受入、都立学校に対する海外の学校との交流支援などを行います。

○学校においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていきます。

○東京労働局と連携し、高校生のための合同企業説明会の開催について周知しています。また、全ての就職を希望する生徒の進路実現に向けて、各学校が管轄のハローワーク等と連携し、切れ目のない継続した支援ができるよう対応しています。

<主な相談窓口>

○就学相談（各区市町村教育委員会）

○教育相談センター

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

（２）難病等

<現状・課題>

○慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。

○また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

<取組・今後の方向性>

○長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。

○小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

○難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」及び「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行っています。

○難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事を見出すことが大切です。そのような仕事に就労もしくは就労継続できるよう支援していきます。

○難病患者の就労支援に関しては、「東京都難病相談・支援センター」及び「東京都多摩難病相談・支援室」に配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施しています。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、面接への同行、就職後のフォローを実施しています。

○また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施しています。

<主な相談窓口>

○東京都難病相談・支援センター

○東京都多摩難病相談・支援室

（３）性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

<現状・課題>

○性自認及び性的指向に関しては、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見や差別により、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。また、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることや共同でローンを組むことができないこともあるといったことなど、生活上の困りごととも存在しています。

○都では、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「人権尊重条例」という。）や、人権尊重条例に基づく第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画により、必要な取組を実施することで、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図っています。

<取組・今後の方向性>

○第２期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画において、４つの施策の柱（相談・支援体制の充実、啓発・教育の推進、職員理解の推進、庁内外の取組の推進）を掲げ、具体的な取組を推進していきます。

○令和４年１１月から運用を開始した東京都パートナーシップ宣誓制度により、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

○専門の相談窓口を設けて、当事者やその家族等が悩みを相談できるよう対応するほか、当事者同士が悩みを共有し合える機会を提供していきます。

○性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を持つ方であるアライを広めていくための施策を推進していきます。

<主な相談窓口>

○性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・ＬＩＮＥ）

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

２ 被害防止と保護

【１ 児童虐待防止対策】

<現状・課題>

○児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正などにより、制度的な充実が図られてきました。

○しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待の対応件数は、令和４年度には 214,843 件となっています。また、都内児童相談所における児童虐待対応件数は 26,123 件、区市町村における児童虐待対応件数は 23,936 件となっています。

○虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊心が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。

○一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。

○年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。

○また、区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での児童相談体制の強化が求められています。

○体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。

<取組・今後の方向性>

○区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。

○都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。

○都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門性向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。

○また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置なども合わせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。

○子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、東京ルールの運用状況を検証し、必要な見直しを実施します。

○ケアニーズが高く個別支援が必要な一時保護児童が増えていることから、一時保護所の体制強化を図るとともに、一時保護需要を踏まえ、引き続き区市町村と十分に連携のうえ、児童養護施設や里親、民間一時保護所等への一時保護委託も一層促進していきます。

○平成31年4月から施行した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。

○当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護相談事業のさらなる周知を図ります。

○児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。

<主な相談窓口>

○子供家庭支援センター

○児童相談所

○児童虐待を防止するためのLINE相談「親子のための相談LINE」

○警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」等

【2 社会的養護体制の充実】

<現状・課題>

○現在、都内には、社会的養護を必要とする約 4,000 人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

○社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親による養育が困難な子供でしたが、近年では、虐待により心身に傷を受けた児童や何らかの障害のある児童など、個別的ケアが必要な子供が増加しています。

○社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

<取組・今後の方向性>

○社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。

○子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等委託を推進します。また、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築し、里親に対する支援の充実を図ります。

○個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。

○社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

○自立支援担当職員を介し、大学等への進学を希望する児童に対し、進学に有用な情報の提供や学習にかかる経費を支援するなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組を推進していきます。

○児童相談所が決定する措置等について、子供が考えを整理し、周りの大人に伝えることを支援するため、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象に意見表明等支援員を導入しており、今後、導入先の拡大を検討します。

<主な相談窓口>

○出身の児童養護施設又は自立援助ホーム

○ふらっとホーム（社会的養護経験者等）

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

（1）児童ポルノ

<現状・課題>

○児童ポルノは、児童（18 歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。

○児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童も後を絶ちません。特に、当該事犯は、性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態となっています。

○児童ポルノの画像が一旦インターネット上に流出すれば、コピーが繰り返され、その削除は事実上不可能

であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くことになります。

○子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

<取組・今後の方向性>

○被害防止啓発用リーフレットの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。

○学校、地域、家庭などに対して啓発講演会を開催し、有害情報の例のほか、出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリなどインターネット利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、名前や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。

○被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。

○児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

<主な相談窓口>

○STOP！児童ポルノ・情報ホットライン

○ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」等

(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

<現状・課題>

○犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又は遺族の方々は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の者等による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等による二次的な被害にも苦しめられることがあります。

○特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

<取組・今後の方向性>

○都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。

○現行の第4期支援計画では、目指すビジョンとして「関係機関の連携強化による支援の充実」を掲げ、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する総合的な支援体制に向けた整備を推進しています。また、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげています。

○都と（公社）被害者支援都民センターが協働で運営する「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」で

は、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。また、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が連携して「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル NaNa 及び子供・保護者専用性被害相談ホットライン）」を設け、24 時間 365 日被害者や性被害に遭った子供の保護者等からの相談を受け付けています。民間支援団体の相談員が、被害者等の状況に応じて、医療機関や警察等に付き添います。さらに、若年層に普及している LINE を活用した「性被害相談窓口」を設け、子供・若者の性犯罪・性暴力被害に対する相談体制を拡充しています。

○警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進しています。

○被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。

○また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポーター」と連携した支援活動を行います。

○児童・生徒が通学する学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

<主な相談窓口>

○犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

○ヤング・テレホン・コーナー

○少年センター

○東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル NaNa、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）

○LINE 相談「性被害相談窓口」

○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談

○「インターネットにおける人権侵害」に関する SNS（LINE）相談

○犯罪被害者ホットライン

○性犯罪被害相談電話

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

人間は、社会や他者との関わりの中で生き、成長していく存在です。しかし、都市化の進展に加え、核家族化や少子化によって地域や家族の子育て力が低下している都市部では、子供の成長・発達にとって必要な地域や他者との関係性が薄れ、様々な経験が不足しがちです。

子供・若者の成長を社会全体で応援していくことは、子供・若者一人ひとりが困難を抱えずにすむ環境づくりにもつながります。

地域、学校、家庭が、それぞれの特性を生かしながら、相互に緊密に連携・協力して重層的に支援し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが必要です。

1 家庭の養育力・教育力の向上

子供にとって、家庭は安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の間でもあります。子供・子育て支援の充実を図るとともに、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、ともに協力しあって取組を進めていくことが重要です。

【1 子育て支援の充実】

○子育て家庭の社会的孤立は、親の問題に止まらず、子供の自立や社会性の獲得にも影響を与えます。親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりを持ち、必要な時に身近な地域でサポートを活用できるように支援していきます。

○核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談する相手がなく、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。若い人たちが妊娠・出産に関して正しい知識を持ち、自分自身のライフプランを考えられるよう、様々な普及啓発を行っていきます。

○また、予期しない妊娠に関する相談などに看護師等の専門職が電話やメールで応える妊娠相談ほっとラインを実施し、継続的な支援が必要な場合には区市町村へ直接連絡を行います。あわせて、妊娠相談ほっとラインの相談者のうち、自分では医療機関の受診が難しい人に対しては、産科等医療機関などへの同行支援も行います。

○親としての不安や悩みを軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談窓口等を整備するとともに、親子で気軽に外出し、地域の子育て親子同士が交流できるような環境整備を行います。

○妊娠期の前から子育て期にわたってきめ細かな支援を切れ目なく行えるよう、東京都の母子保健部門と子育て支援部門等が連携して、専門職による継続的な状況把握やサポートを実施する区市町村を支援します。また、こども家庭センターの設置促進とともに体制強化を図ります。

○地域の中核病院と医療機関等とが連携しつつ適切な役割分担を行うことで、若い人たちが安心して子供を産んで育てられる医療を提供できるように、周産期医療や小児救急医療の体制を構築します。

○誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

○アプリから必要な情報が先回りで届き、知りそびれや申請忘れをなくすプッシュ型子育てサービスを推進します。

○国が開発した基盤を活用し、マイナンバーカード1つで医療費助成や予防接種、母子保健（健診）を申請可能とする母子保健オンラインサービスを推進します。

○保育園探しから入園までの手続がオンラインで完結する保活ワンストップサービスを推進します。

○全ての子供の成長を切れ目なく支えていくため、都内に在住する0歳から18歳までの子供に所得制限なく月額5,000円を支給する「018サポート」を実施します。

【2 家庭教育への支援】

○子供の教育は家庭から始まります。家庭教育を担う保護者がその役割を十分に果たすことができるよう支援していきます。

○乳幼児期からの家庭教育を支援するためには、地域の状況に応じた活動を行うことが必要となります。保護者を対象とした学習機会の提供や、保護者の相談に気軽に乗り、きめ細かな助言を行う地域人材の養成などの区市町村の取組を支援します。

○就学前の子供の多くが保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている状況を踏まえ、「就学前教育カリキュラム」や「就学前教育プログラム」を提供するなど、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実を図ります。

○いじめや不登校など児童・生徒に課題が見られる場合は、学校に配置したスクールカウンセラーが保護者からの相談に応じたり、「家庭と子供の支援員」が、家庭を訪問したりするなどして支援していきます。また、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして支援を行います。さらに、これらの活動を充実させるための環境整備にも取り組みます。

2 地域・学校・家庭が一体となった子供・若者の育成

都市化が進み、地縁が希薄になる中、子供・若者を健やかに育んでいくためには、地域・学校・家庭がそれぞれの特性を活かしつつ、一体となって取組を進めていくことが重要です。

【1 開かれた学校づくり】

○都立学校では、保護者や地域住民等が学校運営に参加する学校運営連絡協議会を設置し、教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価を受け、その結果に基づいて学校運営の改善を図っていきます。また、評価結果や学校情報をホームページなどで公表するとともに、学校行事等を地域の人たちに開放するなど、開かれた学校づくりを推進していきます。

○地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設置して、地域における教育活動や学校教育に対して企業・大学・NPO等が有する専門的教育力を効果的に導入し、地域や学校での教育活動を活性化させる取組を推進していきます。また、地域の専門人材やボランティア等を活用し、実践的な教育活動の充実も図っていきます。

【2 放課後の居場所づくり】

○就労等で保護者が昼間家庭にいない子供が放課後に安心して過ごせる居場所として、学童クラブ（放課後児童クラブ）を設置しています。また、開所時間の延長や常勤職員を配置するなどサービスの充実に取り組む区市町村を支援しています。

○全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して放課後子供教室を設置します。学童クラブ（放課後児童クラブ）と一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができるようにします。

○各地域において、学習、文化活動やスポーツ活動等、多様なプログラムを実施するため、地域の人材や資源を活用します。

○子供が気軽に立ち寄ることができるように、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置します。また、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村の支援も行います。

【3 地域における多様な活動の展開】

○図書館は、地域の知の拠点として、子供や高齢者など、多様な利用者の学習活動を支えています。その場を活用し、乳幼児期の子供の情操の涵養にも資する取組として、絵本の読み聞かせなどの活動を支援してい

きます。

○児童館は、遊びの提供などを通じて同年齢・異年齢の子供集団が交流する機会を提供しています。音楽スタジオや学習室を備えた児童館は、中・高生の居場所としても活用されており、その施設のさらなる充実を図っていきます。

○こうした地域活動に子供・若者が積極的に関わることで、地域社会の中で活躍する青年像をモデルとして、子供・若者の社会参加や地域貢献の精神が培われていきます。また、世代を超えた交流がそこに生まれ、地域が活性化していきます。そのためには、こうした地域活動にまずは子供・若者自身の意見を反映させることが重要であり、そのための仕組み作りを推進していきます。

○地域の中で、高齢者や障害者、外国人など様々な人との交流を通じて「他者を思いやる」、「多文化への理解を深める」など、子供・若者のダイバーシティ意識を育む取組を進めます。

○地域の実情に即した青少年健全育成活動を行っている組織として、都内各地域には青少年健全育成地区委員会があります。地区委員会の取組への一部補助や、モデル事例の指定・紹介、必要な知識をもった専門家の派遣などを通じて、地域活動のさらなる展開を推進していきます。

3 子供・若者の育成環境の整備

次代を担う子供・若者の健やかな成長を図っていくためには、犯罪や事故による被害の防止を図るとともに、万が一被害に遭った場合の相談先も確保するなどして、安全安心に暮らせる環境づくりが重要です。

【1 地域における子供の安全対策】

○近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。

○子供が保育所や学校等で安全に過ごすことができるよう設置された警視庁とボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を活用したり、地域住民等の防犯行動を促進するための情報発信（警視庁の「メールけいしちょう」や防犯アプリ「デジボリス」など）などを活用したりして、地域、学校・家庭が一体となった子供の安全を見守る活動を推進していきます。また、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなども充実させていきます。

○地域の防犯対策を促進するため、町会・自治会などが独自に行う防犯カメラの設置やパトロールなど、見守り活動の実施を支援します。

○区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、子供の放課後活動時間帯における安全確保のため必要と認める道路・公園へ設置する防犯カメラの整備に要する経費を支援します。また、子供自身が通学路の安全を点検し、犯罪の起きやすい場所を地図に表わす安全マップづくりの活動も支援し、子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。

○都内各地域で実施される防犯活動等には、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体も参加して、地域の安全対策に貢献しているため、学生ボランティアを都としても積極的に活性化させていきます。

○小・中・高等学校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加、体験型の交通安全教育（自転車利用安全五則や道路交通法改正に伴う自転車の安全利用を含む。）を実施します。自転車の安全利用にあっては、正しいルールを教示するとともに、自転車は車両であり運転者としての責任が生じる乗り物であることを理解させ、自転車実技を中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルール遵守意識の向上を図ります。

○子供の死亡事例について、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

【2 社会環境の健全化の推進】

○東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、青少年※1の健全な育成環境を整備するため、行政、事業者、保護者の責務を明らかにするとともに、様々な取組を実施します。

○インターネット利用に起因する子供の犯罪被害や加害行為が発生していることを踏まえ、青少年を有害情報から守り健全な育成を図るため、青少年をはじめ保護者等を対象に、ファミリールール講座の開催や、ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営など、安全安心にインターネットを利用できるよう啓発を図っていきます。

○小・中・高等学校及び地域等でインターネットの適正な利用を推進するため、安全・安心なスマートフォンやスマートフォンのアプリケーション等を推奨する制度を活用しつつ、フィルタリングやペアレンタルコントロール等の普及啓発に取り組みます。

○青少年が性犯罪等の被害に遭わないよう、保護者の同意や正当な理由のない青少年の夜間外出を都としても独自に制限する施策を推進します、また、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対して、青少年を深夜に立ち入らせないように指導しています。

○青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類、刃物について、指定を行い、彼らへの販売等を制限します。

○「自撮り被害」の防止に向けて平成30年2月に改正した東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、被害防止のための普及啓発や教育、相談等の施策をさらに充実させていきます。

※1：東京都青少年の健全な育成に関する条例における「青少年」：18才未満の者をいいます。

【3 若者自立支援の総合的な展開】

○東京都若者総合相談センター「若ナビα」では、幅広い分野にまたがる若者の悩みの一次的な受け皿として、若者やその家族等からの相談を受け、適切な支援につなぐことで、若者の社会的自立を後押ししていきます。また、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援者支援を実施していきます。

○東京都子供・若者支援協議会と東京都若者総合相談センター「若ナビα」とが中心となって、若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」なども活用し、各地域・各分野で子供・若者支援を行う関係機関や民間団体相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。

○若者の支援の担い手を対象とした研修や講習会、啓発活動や情報提供等、様々な機会を通じ、子供・若者育成支援の機運を醸成するとともに、地域における支援の充実を図っていきます。

第4章 推進体制等の整備

都が、本計画に掲げた理念を実現し、子供・若者一人ひとりが希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を連携して推進していくことが欠かせません。特に、社会的

自立に困難を抱えている子供・若者とその家族には、相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していく必要があります。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に推進するため、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携・協力し、着実に取り組んでいきます。

また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑・多様化していることから、国、都、区市町村、家庭、地域のNPO団体等や企業など、幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携・協力し、一体となって対応していきます。

1 都における計画の推進体制

(1) 東京都青少年問題協議会

東京都青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」等に基づいて設置された知事の附属機関です。青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申します。

[過去の審議内容]

第31期（前期）児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について

（後期）ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について

第32期（前期）「東京都子供・若者計画」の改定について

（後期）SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成

第33期 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援について

(2) 東京都青少年健全育成審議会

東京都青少年健全育成審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第19条に基づいて設置された知事の附属機関です。

知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くこととなっています。

(3) 東京都子供・若者支援協議会

東京都子供・若者支援協議会は、「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項の規定に基づき、設置された協議会です。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とし、本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携・協力を密にし、総合的かつ着実な施策の推進を図ります。

特に、本計画で取り扱う複雑な課題や若者支援の取組の状況等について、様々な立場の支援機関と共有し意見交換を行うことで、重層的な支援の進捗、支援機関同士の連携を通じた本計画の推進を図ります。

(4) こども未来会議

「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みにとらわれない幅広い視点で議論を行うことを目的として、令和2年9月に設置しました。

（５） 区市町村、民間団体等との連携

住民に最も身近な区市町村との連携を推進するとともに、地域で子供・若者の育成支援に関わるＮＰＯなどの民間団体との連携を推進します。

現在、都が設置する東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、18歳で支援が切れてしまうケースなどを中心に、区市町村や地域で子供・若者の支援を行っている民間団体などから相談を受け、子供・若者の状況に応じた助言など支援機関に対する支援を行っているところですが、今後も「若ナビα」が有する様々な団体とのネットワークを活用し、地域における支援機関相互の連携促進に寄与していきます。

さらに、地域のニーズに応じて、区市町村が子供・若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、子供・若者の育成支援に関わる人材等の養成、資質の向上等に取り組むとともに、先駆的な事業や困難事例等の情報や支援ノウハウを収集し、区市町村と共有するなど、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援していきます。

（６）社会全体で取り組むための啓発

困難を抱える子供・若者を社会全体で支援していくことの重要性を普及啓発することにより、子供・若者の育成支援に携わる関係機関相互の連携・協力を強化し、地域における支援のネットワーク整備を推進します。

２ 区市町村の役割

（１）地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進

区市町村は、子供・子育て支援施策の実施主体であり、小・中学校の設置者でもあることから、子供・若者への支援を切れ目なく実施する上で重要な役割を担っています。

このため、区市町村には、住民に身近な自治体として、その区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築していくことが求められます。

都は、区市町村が、地域の子供・若者の支援ニーズの実態や、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進していくことができるよう支援していきます。

（２）区市町村「子ども・若者計画」「こども計画」の策定

区市町村は、国の「こども大綱」における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に係る事項及び「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該区市町村の区域内における子供・若者育成支援についての計画「区市町村子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）を定めるよう努めるものとされています。なお、区市町村は「区市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する区市町村計画その他法令の規定により区市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして「区市町村こども計画」（こども基本法第10条第2項）を作成することができるとされています。

都は、全ての区市町村で、地域の実情に応じた「区市町村子ども・若者計画」又は「区市町村こども計画」が策定されるよう推進していきます。

（３）地域における子供・若者育成支援ネットワーク（子供・若者支援地域協議会）の設置

区市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施

することを目的として、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される子供・若者支援地域協議会を設置するよう努めるものとされています（法第 19 条第 1 項）。

都は、社会的自立に様々な困難や課題を抱える子供・若者が、身近な地域である区市町村において適切な支援が受けられるよう、区市町村における子供・若者支援地域協議会の設置を推進していきます。

○ 子供・若者支援地域協議会の仕組み

（１）協議会を設置する趣旨

子供・若者を取り巻く社会状況は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、コロナ禍を経ての孤独・孤立の問題の顕在化、情報通信技術の普及・発展、国際化の進展など、めまぐるしく変化しています。

また、困難を有する子供・若者については、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等の問題が相互に影響しあうなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。

子供・若者の抱える課題が、個別の支援体制における関係機関だけで対応することが困難な場合には、様々な機関が相互にネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして支援していくことが効果的です。また、今後、変容する社会情勢の中で、予想しがたい新たな困難が生じてきた場合においても、協議会のネットワークを活用して支援していくことが求められます。

法により地方公共団体が設置する協議会には、困難を抱えた子供・若者を含め、子供・若者の自立を支援するセーフティーネットとしての役割が期待されています。

（２）協議会の基本的な構成等

① 対象となる子供・若者

協議会における支援の対象となる子供・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子供・若者その他の子供・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（法第 15 条第 1 項本文）です。

したがって、ひきこもりや若年無業者だけではなく、不登校など様々な困難を有する子供・若者を幅広く含みます。一方、福祉、雇用といった個別の分野におけるそれぞれの担当機関や他のネットワークによる支援も充実してきていることから、他のネットワーク等だけで十分に対応可能な場合は、適切な支援機関へつなぐことが必要です。協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを対象とします。

ここにおける「子供・若者」の対象年齢は 30 歳代までを想定しています。

② 設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第 1 条の 3 に規定する地方公共団体であり、都道府県、区市町村のほか、地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれます。

なお、複数の区市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することもできます。

③ 協議会の名称

協議会の名称は、設置要綱等において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にしていれば、必ずしも「子供・若者支援地域協議会」という文字を用いる必要はありません。協議会の名称は、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっています。

④ 構成員

協議会の対象となる困難を有する子供・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源の活用や、多様なアプローチが考えられます。

このため、協議会の構成員としては、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人その他の団体並びに学識経験者等であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子供・若者育成支援に関連する分野に従事するものが想定されます（法第15条第1項本文）。

ただし、法律上想定されている全ての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能です。

⑤ 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としています。まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要があります。

協議会の運営方法は、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられますが、設置主体や地域の状況により規模等が異なるため一律に考える必要はありません。

⑥ 調整機関（法第21条）

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とします。

⑦ 指定支援機関（法第22条）

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子供・若者に対し法第15条第1項各号に規定する支援を担うことをその役割とする民間団体です。指定支援機関は、協議会を設置した地方公共団体の長が、構成機関等のうちから、1つの団体を指定することになります。

指定支援機関は、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待されます。

⑧ 子ども・若者総合相談センター（法第13条）

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設けられるものです。

新たに相談窓口や関係施設を設ける場合のほか、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持つことも可能であり、この場合、当該機関の名称を「子ども・若者総合相談センター」とする必要はありません。

また、当該センターの相談業務を民間委託することや、複数の区市町村が共同で設置することもできます。

3 関係機関との連携の強化、人材の養成

（１）既存の協議会、ネットワーク等との連携

社会的自立に向けて困難を有する子供・若者への支援を実施するに当たっては、多様な関係機関が連携していくことが必要になります。子供・若者育成支援のネットワークを新たに構築する場合や拡充する場合には、区市町村の実情に応じて、既に地域において様々な支援を行っている既存の協議会やネットワーク等と連携していくことが重要です。

連携に当たっては、既存の仕組みの中で活用可能なものを子供・若者支援地域協議会として機能させていくことも考えられます。

既存の協議会及びネットワークには、例えば以下のようなものがあります。

名 称 等	概 要
要保護児童対策地域協議会 （児童福祉法第 25 条の 2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所などの関係機関が、必要な情報交換や支援内容の協議などを行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の 支援調整会議等の地域ネット ワーク	支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワーク
地域若者サポートステーシ ョン事業のネットワーク	ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ 等に対応するためのネット ワーク	不登校や、いじめ等児童・生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター等の関係機関によるサポートのためのネットワークを更に充実させていく。
ひきこもり地域支援センタ ー事業のネットワーク	ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能等を担う事業であり、適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク
少年非行対策ネットワーク	少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク

また、区市町村における若者支援施策の取組状況が様々であることを踏まえると、都や区市町村、民間団体間において組織や分野の壁を越えて広域的に連携していくための基盤整備も重要です。例えば、関係機関同士で相談できたり、有用な情報を即時に伝達し合えたりするなど、関係機関同士の連携を一層強化する仕組みの構築等が考えられます。

（２）人材の養成

子供・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。

都及び区市町村は、子供・若者の育成の課題を具体的に共有し、それぞれの協議会の円滑な運営を図るため、関係部局や関係機関等と連携しながら、研修等を通じて人材の養成や資質の向上に努めていきます。

４ 子供・若者施策の共通の基盤となる取組

子供や若者を取り巻く環境は、複雑化・複合化するとともに刻々と変化しています。「子供・若者の最善

の利益」のためには、子供・若者に関する実態や意識の変化を的確に把握し、当事者である子供・若者の意見をつぶさに聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していくことが必要です。

○数値目標

困難度が高い若者を含む全体の数値を、困難度が低い若者の回答割合（目標値）に引き上げることを目標とします。

項目	目標	現状
「困っていたら周囲の人が助けてくれる」と思う若者の割合	70%	57.2% (令和 6 年度調査時)
「自分の意見が採用される」と思う若者の割合	60%	50.9% (令和 6 年度調査時)
「自分の行動で社会を変えられる」と思う若者の割合	40%	29.4% (令和 6 年度調査時)

現状：困難度が高い若者を含む全体の回答割合

目標：困難度が低い若者の回答割合